令和５年６月 26 日
神　奈　川　労　働　局

厚木公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川労働局は、厚木公共職業安定所（以下「厚木所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり該当事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

１　事案の概要

厚木所が主催する、新規学校等卒業者採用事業所向けのイベント（以下「学卒イベント」という。）に参加する事業所に対し、担当職員から当日の進行についての資料及び案内を 30 社の各事業所担当者のメールアドレスあてに送信した（学卒イベントは令和５年６月７日開催「企業と学校との雇用情報交換会」）。

本来であれば、送信先メールアドレスは BCC と設定すべきところ、全て TO（宛先）との設定でメール送信したため、各事業所担当者のメールアドレス（一部の者については氏名を含む）が送信先事業所全てに漏えいしたもの。

２　事実経過

（１）令和５年５月 31 日、厚木所の職員Ａが厚木所主催の学卒イベントに参加する事業所 30 社に対し、当日の進行についての案内文及び資料を 15 社ずつ２回に分けてメールで送信した。

（２）送信後、職員Ａがメール送信完了の確認のため送信済アイテムを確認した際、本来表示されないはずのメールアドレス全てが表示されていることに気付き、職員Ａは職員Ｂに確認したところ、本来 BCC 設定で送信すべきメールアドレス全てを TO（宛先）設定で送信していることが判明した。

・漏えいした個人情報は以下のとおり。

フルネームで氏名が表記されているアドレス　７件

（他の 23 社は、個人が特定されないアドレスであった）

（３）同日、厚木所の管理職員に報告があり、事案の概要を確認し、送信した事業所 30 社のうち 25 社の担当者に対し、電話で事案の説明とメールアドレスが漏えいしたことについて謝罪を行った。また、受信したメールの削除とメール文を印刷している場合には印刷物の廃棄の依頼をし、了解が得られた。（30 社のうち５社は担当者不在のため、メールで本対応について送信の上、改めて翌開庁日後に連絡することとした。）

（４）同日夕方、担当者が不在であった５社を除く 25 社の事業所担当者あてに BCC で案内及び資料を改めてメール送信した。

（５）令和５年６月１日、昨日連絡が取れなかった５社の担当者に対し、電話で事案の概要と謝罪を行った。また、メールの削除とメール文を印刷している場合には印刷物の廃棄依頼を実施し、了解が得られた。その後、BCC で案内及び資料を改めてメール送信した。

３　発生原因

（１）厚木所の職員Ａがメールを送信する際、送信先のメールアドレスを BCC に設定して送信すべきところ、全て TO（宛先）に設定して送信したため。

（２）厚木所において、メール送信時のチェック体制が整備されていなかったため。

４　再発防止策

【厚木所における取組】

（１）厚木所長は、令和５年６月１日に緊急幹部会議を招集し、事案の概要等について周知するとともに、個人情報が記載されたメール送信時は BCC に設定して送信する等の対応ルールの遵守、メール送信前にはメールの宛先を複数の職員によりダブルチェックする体制の確立及び再発防止の徹底を指示した。

（２）外部へのメール送信による通知の起案伺いには BCC 設定で送信する旨も記載し、決裁者も把握できるよう指示した。

（３）全職員に対し「個人情報保護に関する研修テキスト」の自主点検及び緊急自主点検の実施を指示した。

（４）本事案についてはメール操作の理解不足から起因しているため、メール操作（TO、CC、BCC）の基本について資料を配付し、全職員への周知と管理職による理解度の確認を行った。

【神奈川労働局における取組】

（１）令和５年６月１日、神奈川労働局管下の全ての公共職業安定所（以下「所」という。）の新規学校等卒業者就職支援業務担当者に対し、事案の概要を共有するとともに学卒イベントにおけるメール送信時の対応ルールの遵守について注意喚起を行った。

（２）令和５年６月２日、神奈川労働局管下の全所の所長に対し、事案の概要の共有及び個人情報漏えい防止の徹底を指示した。

【担当】神奈川労働局 職業安定課
職業安定課長　福本　　秀
職業安定監察官　加藤　未来
（電話）045-650-2800